

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成27年12月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500266号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500137号

第1 結論

請求期間のうち、昭和28年2月2日から同年2月16日までの期間について、訂正請求記録の対象者のA事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を同年2月16日から同年2月2日に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和4年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和26年4月7日から同年8月1日まで
② 昭和28年2月2日から同年2月16日まで

請求期間①について、私の夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和26年4月7日からB社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では同年8月1日に資格取得となっているので、当該期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②について、夫は、昭和28年2月2日からC社(厚生年金保険の適用事業所はA事務所)に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、同年2月16日に資格取得となっているので、被保険者記録の取得日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間②について、請求者が提出した採用通知により、訂正請求記録の対象者がC社において昭和28年2月2日から勤務し、採用区分が本採用であったことが確認できることから、訂正請求記録の対象者のA事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録を同年2月2日に訂正する必要がある。

一方、請求期間①については、請求者が提出したB社発行の使用証明書及び失業保険被保険者離職票から、訂正請求記録の対象者が昭和26年4月7日から同社に勤務していたことは認

められる。

しかしながら、請求期間①においてB社で資格取得している元従業員が、当時、同社では試用期間があり、当該期間中は厚生年金保険料が控除されていなかった旨を回答しているところ、当該元従業員の厚生年金保険の記録では、自身の記憶する入社日の約3か月後に被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、B社を継承しているとするD社は、「当時の資料は残っていない。」と回答しており、訂正請求記録の対象者に係る給与関係書類等を確認することはできない上、請求者も、請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500304号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500138号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和44年11月30日から同年12月1日に訂正し、同年11月の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

昭和44年11月30日から同年12月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和44年11月30日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和43年5月27日にA社へ入社し、昭和44年11月30日まで勤務したが、厚生年金保険の記録では、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る辞令案及び退職に係る関係書類により、請求者がA社に昭和44年11月30日まで勤務していたことが確認できる。

そして、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を控除していたと考えられる旨回答していることから、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、昭和44年10月の厚生年金保険の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和44年11月30日から同年12月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該期間について、事業主が資格喪失

年月日を同年 12 月 1 日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 11 月 30 日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年 11 月 30 日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年 11 月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年 11 月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。